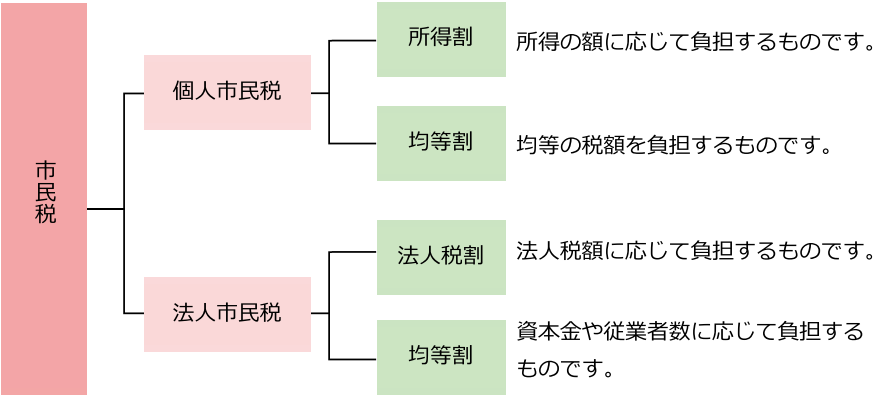


市
民
税

■ 市民税の種類

市民税には個人の市民税と法人の市民税があり、それぞれに広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割（法人の場合は法人税割）があります。

個人の市民税は、県民税と一括して市が賦課徴収するため、あわせて「市・県民税」や「住民税」ともいいます。



個人市民税

■ 納税義務者

市・県民税を納める人は、次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税	
	均等割	所得割
福山市内に住所がある人	○	○
福山市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋数がある人	○	－

※福山市内に住所や事業所などがあるかどうかについては、その年の１月１日現在の状況で判断します。

■市・県民税がかからない人

市・県民税は、それぞれの所得に応じて課税されますが、前年中（1月から12月まで）に所得のなかった人や、次のいずれかの要件に該当する人は均等割や所得割がかかりません。

1 所得割も均等割もかからない人（非課税となる人）

- (1) 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 1月1日現在、障がいのある人・未成年者（2023年度（令和5年度）より18歳未満）・ひとり親または寡婦に該当する人で、前年の所得（合計所得金額）が135万円以下の人

【参考】所得135万円とは…？

・ 給与の収入金額では、	2,043,999 円
・ 公的年金等の収入金額では、（65 歳未満の人）	2,166,667 円
（65 歳以上の人）	2,450,000 円
▷ 詳しくは、P.9～11 をご覧ください。	

- (3) 前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人

{(本人+扶養人数) × 35 万円 + 10 万円 + 21 万円} 以下の人

扶養人数	合計所得金額
扶養なし	45 万円以下（※）
扶養 1 人	101 万円以下
扶養 2 人	136 万円以下
扶養 3 人	171 万円以下

（※）同一生計配偶者および扶養親族
がない場合は 21 万円の加算
はありません。

2 所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人

{(本人+扶養人数) × 35 万円 + 10 万円 + 32 万円} 以下の人

扶養人数	総所得金額等
扶養なし	45 万円以下（※）
扶養 1 人	112 万円以下
扶養 2 人	147 万円以下
扶養 3 人	182 万円以下

（※）同一生計配偶者および扶養親族
がない場合は 32 万円の加算
はありません。

用語の説明

同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする、合計所得金額 48 万円以下の配偶者のことです。

合計所得金額…純損失、雑損失、居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額等の合計額のことです。

総所得金額等…損益通算規定及び純損失、雑損失、居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用した後の所得金額のことです。

■ 税額の計算方法

1 年間の税額は、次のように計算されています。

年税額	=	所得割額 (市・県民税)	+	均等割額 (市・県民税) 4,500 円	+	森林環境税 (国 税) 1,000 円
------------	---	------------------------	---	--	---	---

所得割額 =

(所得金額 (※) - 所得控除額) × 税率 (10%) - 税額控除額	
▷P.9～11 給与所得 雑所得 など	▷P.12～16 医療費控除 扶養控除 など

<内訳>

市民税	6 %
県民税	4 %

▷P.16～20 住宅ローン控除 寄附金税額控除など

(※)「所得」とは、収入から必要経費を差し引いた額です。

均等割額 = **4,500 円**
 (市民税 3,000 円、県民税 1,500 円)
 県民税のうち 500 円は、「ひろしまの森づくり県民税」

森林環境税 = **1,000 円**
 森林環境税は、森林保護に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。
 2024 年度 (令和 6 年度) から国内に住所を有する個人に対して、市・県民税均等割と併せて 1 人年額 1,000 円が課されます。

■ 市・県民税の申告が必要な人

1 月 1 日現在、市内に住所がある人は、原則、前年中の所得を 3 月 15 日 (休日・祝日の場合はその翌日) までに福山市へ申告する必要があります。
 ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

- 1 所得税の確定申告をした人**
 - 2 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人**
 - 3 前年中の所得が公的年金等の雑所得だけで、次に該当する人**
 - (1) 1959 年 (昭和 34 年) 1 月 1 日以前に生まれた人で、公的年金の収入金額が 155 万円以下の人
 - (2) 1959 年 (昭和 34 年) 1 月 2 日以降に生まれた人で、公的年金の収入金額が 105 万円以下の人
- ※2・3 に該当する人のうち、寄附金税額控除 (ふるさと納税など)、医療費控除などの適用を受ける場合は、申告が必要となります。

■ 納税の方法

市・県民税の納付方法は、普通徴収と特別徴収の2種類があります。

◆ 普通徴収

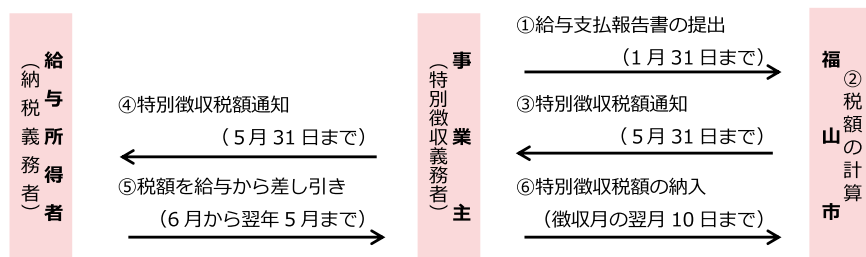
通常、年4回（6月、8月、10月、翌年1月）の納期に分けて、納付書または口座振替などにより納付していただく方法です。納税通知書によって福山市から納税義務者へ通知されます。（P.71～77 参照）

◆ 特別徴収

1 給与からの特別徴収

事業主（特別徴収義務者）が納税義務者に代わり、毎月の給与から税額を差し引いて、翌月の10日までに福山市に納入していただく方法です。

特別徴収は、6月から翌年5月までの12カ月で徴収することになっており、特別徴収義務者を通して税額決定・変更の通知を行います。



2 公的年金からの特別徴収

公的年金の支払者（特別徴収義務者）が納税義務者に代わり、隔月の年金から公的年金分の税額を差し引いて、福山市に納入していただく方法です。

(1) 対象となる人

次の①～④全てに該当する人が対象となります。

- ① 公的年金等の雑所得に係る市・県民税が課税される人
- ② 4月1日現在65歳以上の人
- ③ 介護保険料が公的年金から差し引かれている人
- ④ 老齢基礎年金などの年金を年額18万円以上受給している人

※ただし、介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料と所得税、市・県民税の合計額が特別徴収対象年金の支給額を超える人は除かれます。

(2) 税額と徴収方法

新たに公的年金からの特別徴収となる人と、前年度から継続して公的年金からの特別徴収になっている人では徴収方法が異なります。

① 新たに公的年金からの特別徴収となる人

- ・今年4月1日までに、新たに65歳になった人
- ・前年度非課税で、今年度課税になる人
- ・前年度特別徴収が停止となった人 など

月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 4	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6	年税額の 1 / 6
	第1期	第2期	本徴収		
納付方法	普通徴収 (納付書または口座振替で納める)		特別徴収 (年金から差し引かれる)		

② 前年度から継続して公的年金からの特別徴収となっている人

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度年税額の 1／6	前年度年税額の 1／6	前年度年税額の 1／6	年税額の 残り1／3	年税額の 残り1／3	年税額の 残り1／3
	仮徴収			本徴収		
納付方法	特別徴収（年金から差し引かれる）					

◆65歳未満の人の徴収方法

今年4月1日時点で65歳未満であり、公的年金等の雑所得に係る税額がある人は、公的年金からの特別徴収はせず、普通徴収となります。

ただし、給与所得もある人の場合は、給与所得に係る税額と合わせて、給与からの特別徴収とすることができます。

※65歳以上の人の公的年金等に係る税額は、給与からの特別徴収とすることはできません。

■ 課税のしくみ

◆ 所得金額とは

税額計算の基礎となるもので、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算定されます。この場合の所得の種類は、次の 10 種類です。

所得の種類		計 算 方 法
1 利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額
2 配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した借入金の利子
3 不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
4 事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費
5 給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額 または特定支出控除額
6 退職所得	退職手当、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 (P.21 参照)
7 山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額
8 譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額
9 一時所得	生命保険の満期や死亡による一時金など	収入金額－必要経費－特別控除額 (※課税対象額は 1/2)
10 雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ② ①を除く雑所得の収入金額－必要経費

◆ 非課税所得とは

所得の中には、市・県民税がかからない「非課税所得」があります。

＜主な非課税所得＞

- 遺族年金や障がい年金
- 雇用保険の失業等給付金
- 健康保険などの保険給付金
- 国や地方自治体を実施する子育てに係る助成など

◆給与所得の計算

給与所得については、収入金額から必要経費に代わるものとして給与所得控除額を差し引いて計算します。

給与所得の所得金額は収入金額に応じて次のように計算されます。

収 入 金 額	給与所得の金額
0 円 ～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	収入金額 - 550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	A (※) × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	A (※) × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	A (※) × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円 ～	収入金額 - 1,950,000 円

(※) 表中の「A」は収入金額を 4 で割って千円未満を切り捨てた金額をいいます。

◆所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

1 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次の (1) ～ (3) のいずれかに該当する場合

- (1) 本人が特別障がい者に該当する
- (2) 23 歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額 (※) - 850 万円) × 10%

(※) 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円

2 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除額 =

(給与所得控除後の給与等の金額 (※) + 公的年金等に係る雑所得額 (※)) - 10 万円
(※) 10 万円を超える場合は 10 万円

◆年金所得の計算

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが雑所得になります。

公的年金等の所得金額は収入金額に応じて次のように計算されます。

受給者の 年齢	公的年金等 収入金額	公的年金等以外の合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳 未満	0 円 ～1,299,999 円	収入金額 －600,000 円	収入金額 －500,000 円	収入金額 －400,000 円
	1,300,000 円 ～4,099,999 円	収入金額×0.75 －275,000 円	収入金額×0.75 －175,000 円	収入金額×0.75 －75,000 円
	4,100,000 円 ～7,699,999 円	収入金額×0.85 －685,000 円	収入金額×0.85 －585,000 円	収入金額×0.85 －485,000 円
	7,700,000 円 ～9,999,999 円	収入金額×0.95 －1,455,000 円	収入金額×0.95 －1,355,000 円	収入金額×0.95 －1,255,000 円
	10,000,000 円～	収入金額 －1,955,000 円	収入金額 －1,855,000 円	収入金額 －1,755,000 円
65 歳 以上	0 円 ～3,299,999 円	収入金額 －1,100,000 円	収入金額 －1,000,000 円	収入金額 －900,000 円
	3,300,000 円 ～4,099,999 円	収入金額×0.75 －275,000 円	収入金額×0.75 －175,000 円	収入金額×0.75 －75,000 円
	4,100,000 円 ～7,699,999 円	収入金額×0.85 －685,000 円	収入金額×0.85 －585,000 円	収入金額×0.85 －485,000 円
	7,700,000 円 ～9,999,999 円	収入金額×0.95 －1,455,000 円	収入金額×0.95 －1,355,000 円	収入金額×0.95 －1,255,000 円
	10,000,000 円～	収入金額 －1,955,000 円	収入金額 －1,855,000 円	収入金額 －1,755,000 円

※受給者の年齢は、前年の 12 月 31 日現在で判定します。

◆所得控除とは

納税義務者に同一生計配偶者や扶養親族がいるかどうかなど個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるため所得金額から差し引くものをいいます。

種類		控除の内容	控 除 額																				
1	雑損控除	前年中に納税義務者が、災害・盗難・横領などにより本人や生計を一にする親族の資産に損害を受けた場合	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険金などによる補てん額）－（総所得金額等の合計額の10%） ②災害関連支出の金額－5万円																				
2	医療費控除	前年中に納税義務者が、本人や生計を一にする親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合 特定健康診査などの一定の取組を行う人が、医療用から転用された医薬品などを購入した場合は、セルフメディケーション税制を選択することができます。（P.35 参照）	（支払った医療費－保険金などによる補てん額）－（10万円または総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない額） ※適用限度額 200万円																				
3	社会保険料控除	前年中に納税義務者が、本人や生計を一にする親族の負担すべき国民健康保険税や介護保険料を支払った場合	支払った保険料全額																				
4	小規模企業共済等掛金控除	前年中に納税義務者が、次の掛金を支払った場合 ・小規模企業共済制度に基づく掛金または心身障がい者扶養共済の掛金 ・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金および個人型年金加入者掛金	支払った掛金全額																				
5	生命保険料控除	前年中に納税義務者が、本人や生計を一にする親族を受取人とする生命保険料・個人年金保険料・介護保険料を支払った場合 ①旧契約（2011年（平成23年）12月31日以前の保険契約） 生命保険料、個人年金保険料の区分ごとに次のとおり計算します。 <table><tr><th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>支払った保険料全額</td></tr><tr><td>15,000円超 40,000円以下</td><td>支払った保険料×1/2+7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超 70,000円以下</td><td>支払った保険料×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr></table> ②新契約（2012年（平成24年）1月1日以降の保険契約） 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の区分ごとに次のとおり計算します。 <table><tr><th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>支払った保険料全額</td></tr><tr><td>12,000円超 32,000円以下</td><td>支払った保険料×1/2+6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超 56,000円以下</td><td>支払った保険料×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr></table>	支払った保険料	控除額	15,000円以下	支払った保険料全額	15,000円超 40,000円以下	支払った保険料×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払った保険料×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円	支払った保険料	控除額	12,000円以下	支払った保険料全額	12,000円超 32,000円以下	支払った保険料×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払った保険料×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円	
支払った保険料	控除額																						
15,000円以下	支払った保険料全額																						
15,000円超 40,000円以下	支払った保険料×1/2+7,500円																						
40,000円超 70,000円以下	支払った保険料×1/4+17,500円																						
70,000円超	35,000円																						
支払った保険料	控除額																						
12,000円以下	支払った保険料全額																						
12,000円超 32,000円以下	支払った保険料×1/2+6,000円																						
32,000円超 56,000円以下	支払った保険料×1/4+14,000円																						
56,000円超	28,000円																						

種類		控除の内容		控 除 額			
5	生命保険料 控除 (続き)	一般生命保険料などの個々の適用限度額は、以下の表のとおりになります。					
		①一般生命保険料控除		②個人年金保険料控除		③介護医療保険料控除	
		(新契約) のみ	限度額 28,000 円	(新契約) のみ	限度額 28,000 円	(新契約) のみ 限度額 28,000 円	
		(旧契約) のみ	限度額 35,000 円	(旧契約) のみ	限度額 35,000 円		
		(新契約) + (旧契約)	限度額 28,000 円※	(新契約) + (旧契約)	限度額 28,000 円※		
		① + ② + ③ = 控除額の合計 (全体の適用限度額 : 70,000 円) 新契約と旧契約が両方ある場合、控除ごとに計算方法を選択することができます。 ※ただし旧契約のみで計算した額が 28,000 円を超える場合は、上記の限度額 35,000 円で当該旧契約に係る控除額を適用します。					
6	地震保険料 控除	前年中に納税義務者が、本人や生計を一にする親族の地震保険料・旧長期損害保険料を支払った場合					
		①地震保険料					
		支払った保険料		控除額			
		50,000 円以下		支払った保険料×1/2			
		50,000 円超		25,000 円			
		②旧長期損害保険料 (2006 年 (平成 18 年) 12 月 31 日以前の保険契約)					
		支払った保険料		控除額			
		5,000 円以下		支払った保険料全額			
		5,000 円超 15,000 円以下		支払った保険料×1/2 + 2,500 円			
		15,000 円超		10,000 円			
① + ② = 控除額の合計 (適用限度額 : 25,000 円) となります。 ※一つの契約に、①と②どちらも含まれている場合、いずれか一方を選択することになります。							

○人的控除

種類		控除の内容		控除額					
7	障がい者 控除	納税義務者、同一生計配偶者または扶養親族が、身体障がい者手帳などの手帳の交付を受けている場合 ※手帳所持者に準ずるものとして福祉事務所の認定を受けた場合も対象です。 また、次の場合は控除額が変わります。		26 万円					
		①特別障がい者 手帳の等級が次の表に当てはまる場合		30 万円					
		<table><tr><th>手帳の種類</th><th>等 級</th></tr><tr><td>身体障がい者手帳</td><td>1 級・2 級</td></tr><tr><td>療育手帳</td><td>Ⓐ・A</td></tr><tr><td>精神障がい者保健福祉手帳</td><td>1 級</td></tr></table>			手帳の種類	等 級	身体障がい者手帳	1 級・2 級	療育手帳
手帳の種類	等 級								
身体障がい者手帳	1 級・2 級								
療育手帳	Ⓐ・A								
精神障がい者保健福祉手帳	1 級								
②同居特別障がい者 同居している同一生計配偶者や扶養親族などが特別障がい者である場合		53 万円							
8	ひとり親控除 寡婦控除	種類	対象者	所得要件 (納税義務者)	控除額				
		ひとり親	男女問わず 納税義務者が次の①～②の全てに該当する場合 ①生計を一にする子を有する人 ※総所得金額等が 48 万円以下の子に限る。 ②未婚、配偶者と死別・離婚後再婚していない人や配偶者が生死不明などの人	合計所得金額 500 万円以下	30 万円				
		寡婦	女性 納税義務者が次の①～②のいずれかに該当する場合 ①夫と死別後再婚していない人や夫が生死不明などの人 ②夫と死別・離婚後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、子以外の扶養親族を有する人		26 万円				
		女性							
※ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」 「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。									

種類		控除の内容	控除額	
9	勤労学生 控除	納税義務者が次の①～②の全てに該当する場合 ①学校教育法に規定する学校の生徒などである人 ②合計所得金額が 75 万円以下であり、かつ、その内給与所得などの勤 労による所得以外の所得が 10 万円以下である人	26 万円	
10	配偶者控除 配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下であり、生計を一にする配 偶者の合計所得金額が次の表に当てはまる場合 ○別表「配偶者控除・配偶者特別控除 控除額一覧」参照	別表参照 (P.16)	
11	扶養控除	生計を一にする扶養親族（合計所得金額 48 万円以下）を有する場合		
		種類	扶養親族の年齢	控 除 額
		一般	16～18 歳、23～69 歳	33 万円
		特定	19～22 歳	45 万円
		老人	70 歳以上	38 万円
		同居老親等	70 歳以上の同居の父母など	45 万円
※16 歳未満の扶養親族については控除対象外ですが、市・県民税の非課税判定にお ける扶養人数に含めます。 ※年齢が 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族は、次の①～③のいずれかに該当する 場合のみ、扶養控除等の適用対象となります。 ①留学により非居住者となった人 ②障がい者 ③扶養控除を申告する納税義務者から前年中に生活費または教育費に充てるため の支払いを 38 万円以上受けている人				
12	基礎控除	納税義務者の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合		
		合計所得金額	控除額	
		2,400 万円以下	43 万円	
		2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
		2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	
		2,500 万円超	適用なし	

※7～11 については、前年の 12 月 31 日現在の状況で判断します。

○別表「配偶者控除・配偶者特別控除 控除額一覧」

配偶者の合計所得金額 【(参考) 給与の収入金額】			納税義務者の合計所得金額			
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
配偶者控除	①70 歳未満 (控除対象配偶者)	48 万円以下 【~1,030,000 円】	33 万円	22 万円	11 万円	適用なし※
	②70 歳以上 (老人控除対象配偶者)		38 万円	26 万円	13 万円	
配偶者特別控除	48 万円超 100 万円以下 【1,030,001 円~1,550,000 円】		33 万円	22 万円	11 万円	適用なし
	100 万円超 105 万円以下 【1,550,001 円~1,600,000 円】		31 万円	21 万円	11 万円	
	105 万円超 110 万円以下 【1,600,001 円~1,667,999 円】		26 万円	18 万円	9 万円	
	110 万円超 115 万円以下 【1,668,000 円~1,751,999 円】		21 万円	14 万円	7 万円	
	115 万円超 120 万円以下 【1,752,000 円~1,831,999 円】		16 万円	11 万円	6 万円	
	120 万円超 125 万円以下 【1,832,000 円~1,903,999 円】		11 万円	8 万円	4 万円	
	125 万円超 130 万円以下 【1,904,000 円~1,971,999 円】		6 万円	4 万円	2 万円	
	130 万円超 133 万円以下 【1,972,000 円~2,015,999 円】		3 万円	2 万円	1 万円	
	133 万円超 【2,016,000 円~】		適用なし			

※扶養親族などの人数には含まれ、市・県民税の非課税判定や、配偶者の均等割軽減、障がい者控除の適用はできます。

■ 同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にし、合計所得金額が 48 万円以下の配偶者

■ 控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下の配偶者

◆税額控除の種類

1 調整控除

税源移譲による個人の負担増を調整するため、所得税と市・県民税の人的控除額（基礎控除や扶養控除など）の差に応じて所得割額から差し引かれます。

合計課税所得金額（※）	調整控除額
200 万円以下	①と②のいずれか少ない額の 5%（市民税 3%、県民税 2%） ① 次の表（P.17）の控除の適用がある場合は、人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額
200 万円超	①－②（5 万円を下回る場合は 5 万円）の 5%（市民税 3%、県民税 2%） ① 次の表（P.17）の控除の適用がある場合は、人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額－200 万円
2,500 万円超	適用されません

※合計課税所得金額…総所得金額、山林所得金額および退職所得金額に係る課税所得金額の合計額のことです。

○市・県民税と所得税の人的控除額の差

種 類		差 額	種 類		差 額
障がい者 控除	一 般	1 万円	扶養控除	一 般	5 万円
	特 別	10 万円		特 定	18 万円
	同居特別	22 万円		老 人	10 万円
ひとり親 控除	女 性	5 万円		同 居 老親等	13 万円
	男 性	1 万円（※1）			
寡婦控除		1 万円	基礎控除		5 万円（※2）
勤労学生控除		1 万円			

（※1）差額は 5 万円ですが、調整控除額を算出する場合、1 万円で計算します。

（※2）合計所得金額により差額が変動しますが、一律 5 万円で計算します。

種 類			差 額		
納税義務者の 配偶者の 合計所得金額			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者控除	一 般	48 万円 以下	5 万円	4 万円	2 万円
	老 人		10 万円	6 万円	3 万円
配偶者特別控除	48 万円超 50 万円未満		5 万円	4 万円	2 万円
	50 万円以上 55 万円未満		4 万円	2 万円	1 万円

2 配当控除

株式の配当などの所得があるときは、その金額に次表の率を乗じた額が市・県民税の所得割額から差し引かれます。

区 分		課税総所得金額等が 1,000 万円以下の部分		課税総所得金額等が 1,000 万円を超える部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当など		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券 投資信託 など	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※申告分離課税を選択した場合、配当控除の対象となりません。

3 住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）

所得税において住宅ローン控除が適用されている人について、次の（１）と（２）のいずれか少ない額が、翌年度の市・県民税の所得割額から差し引かれます。

（１）所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額

$$\boxed{\text{市・県民税の住宅ローン控除額}} = \boxed{\text{当該年分の住宅ローン控除可能額}} - \boxed{\text{当該年分の所得税額}}$$

※居住年が 2007 年（平成 19 年）もしくは 2008 年（平成 20 年）の場合、控除額はありません。

（２）控除限度額

居住開始年月	2009 年（平成 21 年）1 月 ～2014 年（平成 26 年）3 月	2014 年（平成 26 年）4 月 ～2021 年（令和 3 年）12 月 ※1	2022 年（令和 4 年）1 月 ～2025 年（令和 7 年）12 月 ※2※3
控除 限度額	所得税の課税総所得 金額等の 5% （上限 97,500 円）	所得税の課税総所得 金額等の 7% （上限 136,500 円）	所得税の課税総所得 金額等の 5% （上限 97,500 円）

（※1）消費税率 8%または 10%で購入した人に限ります。それ以外の場合は「所得税の課税総所得金額等の 5%（上限 97,500 円）」となります。

（※2）2022 年（令和 4 年）中に入居した人のうち、消費税率が 10%かつ、注文住宅は 2020 年（令和 2 年）10 月から 2021 年（令和 3 年）9 月末まで、分譲住宅などは 2020 年（令和 2 年）12 月から 2021 年（令和 3 年）11 月末までに契約を締結した場合は、「所得税の課税総所得金額等の 7%（上限 136,500 円）」となります。

（※3）2024 年（令和 6 年）以降に建築確認を受ける新築住宅については、一定の省エネ基準に適合していることが要件です。

<控除の方法>

給与支払報告書（源泉徴収票）や確定申告書に記載された、住宅借入金等特別控除可能額や居住開始年月日に基づき、福山市で計算します。

4 寄附金税額控除

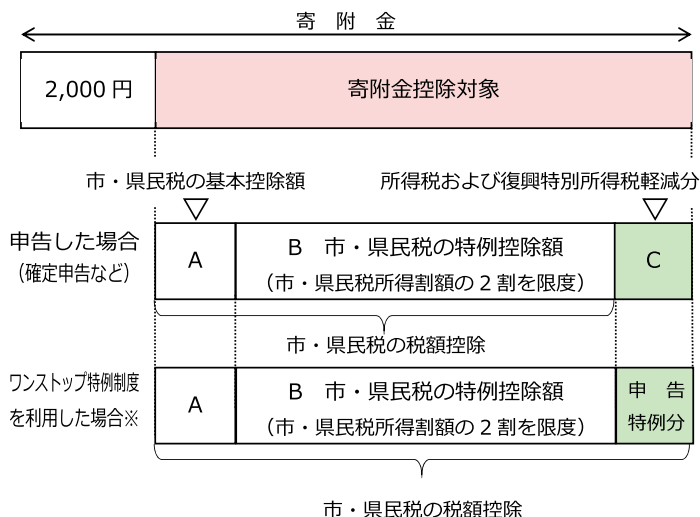
前年中に次の寄附金を支出し、合計額が 2,000 円を超える場合は、その超える金額の市民税は 6%、県民税は 4%に相当する金額（総所得金額等の合計額の 30%を上限）が所得割額から差し引かれます。

- (1) 総務大臣が指定する都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
- (2) 住所地の道府県共同募金会および日本赤十字社に対する寄附金
- (3) 所得税法などに規定される寄附金控除の対象のうち、福山市税条例で定めた、福山市内に事務所などがある学校法人、社会福祉法人などへの寄附金

<寄附金税額控除の構成>

- A 基本控除額…寄附金から 2,000 円を引いた額の 10%
- B 特例控除額…寄附金から 2,000 円を引いた額から基本控除額（図の A）と所得税および復興特別所得税軽減分（図の C）を引いた額（所得割の 2 割を限度とする。）

※ B の特例控除額は、総務大臣から指定を受けた都道府県・市区町村への寄附金（ふるさと納税）のみ適用されます。



※ワンストップ特例制度については、P.20 に詳細があります。

＜ふるさと納税ワンストップ特例制度＞

この制度は、給与所得者のような確定申告の不要な人が市町村などの自治体に寄附を行う場合に、税申告（確定申告や市・県民税の申告）を行わなくても、所得税控除分相当額を含め寄附した翌年度の市・県民税から税の控除を受けられるしくみです（ご利用いただく場合には、寄附先の自治体に特例適用の申請書を提出する必要があります）。

ただし、次のいずれかに該当した人は、ワンストップ特例制度を申請しても寄附金控除は一切受けられませんので、全ての寄附金について確定申告または市・県民税の申告を行う必要があります（福山市から申告特例無効通知を送付します）。

- ✓ ワンストップ特例の申請書を提出した自治体の数が 6 以上だった人
- ✓ 確定申告または市・県民税の申告が必要となった人※
- ✓ 寄附をした年分の確定申告書または福山市への申告書を提出した人
- ✓ 申請時に記載した住所が寄附をした翌年 1 月 1 日住所地の市町村とは異なる人（寄附をした翌年 1 月 10 日までに寄附先に変更の届出を出した人を除く）

※給与・年金所得以外の所得が年額 20 万円を超える人は、確定申告をする必要があります。

給与・年金所得以外の所得が年額 20 万円以下の人は、確定申告は不要ですが市・県民税の申告をする必要があります。

5 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、申告により、その外国税額が市・県民税の所得割額から差し引かれます。

6 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

上場株式等に係る配当所得等・株式等譲渡所得の 5%相当額（市民税 3/5・県民税 2/5）があるとき、確定申告により、市・県民税の所得割額から差し引かれます。控除しきれなかった金額があるときは、均等割額に充当または還付されます。

■ 課税の特例

◆ 退職所得の特例

退職所得に係る税額は、他の所得と区分して、退職手当等が支払われる際に徴収されます。これを「現年分離課税」といいます。

$$\text{税額} = \{\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額 (表 1)}\} \times 1/2 \text{ (表 2)} \\ \times \text{税率 (市民税 6\%・県民税 4\%)}$$

表 1 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20 年 以 下 の 場 合	40 万円×勤続年数 (80 万円に満たないときは 80 万円)
20 年 を 超 え る 場 合	800 万円 + 70 万円× (勤続年数 - 20 年)

※ 障がい者になったことに直接起因して退職したと認められる場合、上記によって計算した金額に 100 万円を加算します。

表 2 2 分の 1 課税の適用について

勤続年数	従 業 員		役員など
	控除後の金額のうち 300 万円以下の部分	控除後の金額のうち 300 万円を超える部分	
5 年以下	適用あり	適用なし	適用なし
5 年超		適用あり	適用あり

※ 2022 年 (令和 4 年) 1 月 1 日以降に支払いを受ける退職手当等が対象

◆ 土地建物の譲渡所得の特例

土地や建物を売ったときは、給与所得などの所得と別々に計算を行います。

$$\text{課税譲渡所得金額} = \text{譲渡価格} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

長期譲渡所得	譲渡した年の 1 月 1 日における所有期間が 5 年を超える土地建物の譲渡所得
短期譲渡所得	譲渡した年の 1 月 1 日における所有期間が 5 年以下の土地建物の譲渡所得

1 長期譲渡所得の税額の計算

課税長期譲渡所得金額		税 額 計 算	税 率	
			市民税	県民税
一般		課税長期譲渡所得金額×税率	3.0%	2.0%
優良住宅等に係る長期譲渡所得	2,000 万円以下の場合	課税長期譲渡所得金額×税率	2.4%	1.6%
	2,000 万円超の場合	市民税 48 万円（県民税 32 万円） +（課税譲渡所得金額 - 2,000 万円） ×税率	3.0%	2.0%
	※収用などにより代替資産を取得したときの特別控除を適用した場合は、この軽減税率の適用はありません。			
居住用財産に係る長期譲渡所得	6,000 万円以下の場合	課税長期譲渡所得金額×税率	2.4%	1.6%
	6,000 万円超の場合	市民税 144 万円（県民税 96 万円） +（課税譲渡所得金額 - 6,000 万円） ×税率	3.0%	2.0%

2 短期譲渡所得の税額の計算

税額 = 課税短期譲渡所得金額 × 税率（次表）

課税短期譲渡所得金額	税 率	
	市民税	県民税
一般	5.4%	3.6%
国または地方公共団体に対する短期譲渡所得	3.0%	2.0%

○土地建物などの譲渡所得の特別控除額

譲 渡 の 内 容	特別控除額
収用などによる譲渡	5,000 万円
居住用財産の譲渡	3,000 万円
特定土地区画整理事業などの譲渡	2,000 万円
特定住宅地造成事業などの譲渡	1,500 万円
農地保有の合理化などによる譲渡	800 万円
低未利用土地などの譲渡	100 万円

◆ 上場株式等に係る配当等所得について

1 申告について

上場株式等に係る配当所得（大口株主等を除く）については、総合課税、申告分離課税または申告不要制度を選択することができます。

上場株式等の配当所得や譲渡所得等に係る所得の課税方式について 2023 年度（令和 5 年度）までは、所得税と市・県民税において異なる課税方式の選択ができましたが、2024 年度（令和 6 年度）からは、所得税と市・県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

そのため所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡金額に係る所得を確定申告すると、市・県民税も所得税と同じ課税方式で計算されます。

2 主な内容（課税関係）

	確定申告をする		確定申告をしない (確定申告不要制度適用)
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
借入金利子の控除	あり	あり	なし
税率	所得税：累進税率 市・県民税：10%	所得税：15% 市・県民税：5%	所得税：15% 市・県民税：5%
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり	なし（※1）
扶養控除などの判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる（※2）	合計所得金額に含まれない

（※1）特定口座で同一の源泉徴収口座内であれば、上場株式等の譲渡損失と損益通算することができます。

（※2）上場株式等の譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算の特例を適用している場合で、上場株式等の譲渡繰越損失と損益通算している場合は、損益通算前の金額が合計所得金額になります。

法人市民税

■ 納税義務者

法人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税	
	均等割	法人税割
福山市内に事務所や事業所がある法人	○	○
福山市内に事務所や事業所はないが、寮・宿泊所がある法人	○	—

※法人には人格のない社団・財団等（収益事業を行うもの）を含みます。

■ 税額の計算方法

法人市民税 = 均等割額 + 法人税割額



◆ 均等割額の計算方法

税額 = 事務所、事業所を有していた月数 × 税率（次表） ÷ 12

○均等割の税額表

※均等割は算定期間の末日現在において次の区分によります。

法 人 の 区 分		税率（年額）
1 公共法人および公益法人等 2 人格のない社団・財団等 3 一般社団法人・一般財団法人（非営利型を除く。） 4 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額 または出資金の額を有しないもの		5 万円
資本金等の額	福山市内の事務所等の従業者数	税率（年額）
1,000 万円以下	50 人以下	5 万円
	50 人 超	12 万円
1,000 万円超 1 億円以下	50 人以下	13 万円
	50 人 超	15 万円
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	16 万円
	50 人 超	40 万円
10 億円超 50 億円以下	50 人以下	41 万円
	50 人 超	175 万円
50 億円超	50 人以下	41 万円
	50 人 超	300 万円

◆法人税割額の計算方法

税額 = 国税の法人税額 ÷ 全従業員数 × 福山市内の従業員数 × 適用税率（次表）

○法人税割の適用税率

事業年度の開始日	適用税率
2014 年（平成 26 年）9 月 30 日以前	14.7%
2014 年（平成 26 年）10 月 1 日～ 2019 年（令和元年）9 月 30 日	12.1%
2019 年（令和元年）10 月 1 日以後	8.4%

■申告納付

法人市民税は、法人自ら次のとおり申告納付を行う必要があります。

申告の種類	申告期限	納付期限
確定申告	原則として事業年度終了の日の翌日から 2 カ月以内。 ただし、法人税において申告期限の延長の承認を受けた場合は法人市民税の申告期限も延長されます。	事業年度終了の日の翌日から 2 カ月以内。 ただし、法人税において申告期限の延長の承認を受けた場合であっても、 <u>納付期限は延長されません。</u>
仮決算による 中間申告	事業年度開始の日以後 6 カ月を経過した日から 2 カ月以内（※）。	
予定申告		

（※）公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、事業年度が 6 カ月以下の法人、新たに設立された法人、前事業年度の確定法人税額が 20 万円以下の法人等は、中間（予定）申告を行う必要はありません。

なお、公共法人・公益法人等で均等割のみが課税される法人は、決算期にかかわらず、毎年 4 月 30 日までに均等割についての申告・納付を行う必要があります。

■ 法人の設立・設置や異動の届出

法人を新たに設立したときや事業所等（支店・営業所など）の設置をしたとき、または法人に異動があったときは、**税務署・都道府県税事務所とあわせて、所在地の市町村にも次のとおり届出をお願いします。**

内 容	必要な届出	必要な添付書類（写しで可）
法人の設立 事業所等の設置	設立・開設届	履歴事項全部証明書、定款など
法人の異動	異動届	履歴事項全部証明書など異動の内容が分かるもの

＜法人の主な異動事項＞

名称・商号、本店所在地、書類の送付先、代表者、代表者住所、資本金額、事業年度、福山市内の事業所等の名称・所在地、申告期限の延長期間、休業、解散、清算結了、合併、福山市内の事業所等の閉鎖 など

■ 届出の方法

設立・開設届、異動届はそれぞれ福山市ホームページに様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてお使いください。

なお、eLTAX による届出も可能です。

＜各種様式の掲載場所＞

○福山市ホームページからの検索

「担当部署でさがす」を選択▷「市民税課」を選択▷「法人市民税について」を選択してください。「法人市民税について」のページ下部に様式をまとめて掲載しています。



○インターネットでの検索

検索窓に「福山市 法人市民税」と入力して検索してください。検索結果に福山市の「法人市民税について」のページが表示されます。

福山市 法人市民税



■ 問い合わせ先

福山市役所市民税課 第5担当（法人市民税担当）

Tel 084-928-1019

個人市民税 Q & A

年の途中で市外から引越してきた場合の市・県民税は

Q. 私は、2024 年（令和 6 年）の 5 月に A 市から福山市へ引越しをしました。2024 年度（令和 6 年度）の市・県民税はどこに納めることになりますか。

A. あなたの場合、A 市から納税通知書が届きますので A 市に納めてください。

福山市に市・県民税を納める人（納税義務者）は次のとおりです。

その年の 1 月 1 日現在の状況で

- 1 福山市内に住所がある人
- 2 福山市内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある人

よって、2024 年（令和 6 年）1 月 1 日現在は A 市にお住まいだったため、2024 年度（令和 6 年度）の市・県民税は、A 市で課税されることとなります。

また、この場合、所得証明書が必要な場合も A 市で発行されますので、A 市へ請求してください。

給与所得以外の所得が 20 万円以下のときの申告は

Q. 私は、勤務のかたわら雑誌の原稿を書き、その所得が 18 万円ほどあります。所得税の場合は、20 万円以下であれば申告不要と聞いていますが、市・県民税の申告は必要ですか。

A. 確定申告は不要とされていますが、市・県民税の申告は必要です。
所得税については、源泉徴収が行われていることなどから、給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合には確定申告が不要とされています。

市・県民税については、所得税のような源泉徴収制度がなく、また、他の所得と合算して税額が計算されますので、給与所得以外の所得がある場合には、所得の多少にかかわらず、市・県民税の申告をしていただく必要があります。

住民税（市・県民税）と所得税の違いは

Q. 住民税と市・県民税と所得税はそれぞれ違う税金なのでしょうか。

A. 住民税と市・県民税は同じものを表しています。

市・県民税は市の税金である「市民税」と県の税金である「県民税」を合わせた呼び方であり、一般にこの２つの税をまとめて「住民税」と呼んでいます。

これに対し、所得税は国税であるため、住民税（市・県民税）とは異なる税金です。

住民税（市・県民税）と所得税の主な相違点は次の表のとおりです。

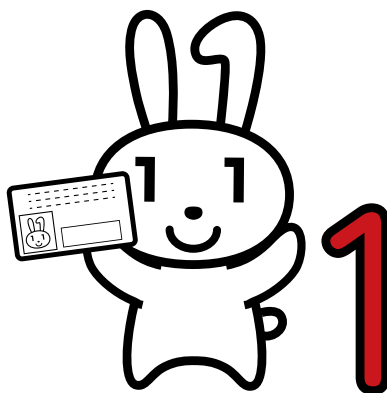
区 分	住民税（市・県民税）	所 得 税
課税主体	1 月 1 日現在の住所地の市区町村・都道府県	国
課税の時期	所得のあった年の翌年度に課税されます。	所得のあった年（現年）に課税されます。
均等割	均等割の制度があります（詳細は P.6 をご覧ください）。 市民税：3,000 円 県民税：1,500 円	均等割にあたるものはありません。
税率	課税所得の大小にかかわらず、 市民税：6% 県民税：4% （標準税率）	課税所得に応じた 7 段階の超過累進税率 （5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%）
納税の方法 （給与所得者の場合）	毎年 6 月から翌年 5 月までの毎月の給与から特別徴収されます。	毎年 1 月から 12 月までの毎月の給与のほか、ボーナスからも源泉徴収されます。
所得控除	P.12～16 をご覧ください。	住民税（市・県民税）とは控除額が一部異なります。
申告時期	2 月中旬～3 月中旬までの間 （申告に関する詳しい内容については、2 月の広報誌や福山市ホームページでご確認いただくか、市民税課（P.102 参照）へお問い合わせください。）	

申告の際にマイナンバー（個人番号）書類が必要ですか

- Q.** 申告の際にマイナンバー（個人番号）書類が必要ですか。
- A.** マイナンバー（個人番号）の記載、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※本人確認書類とは次のとおりです。

マイナンバー （個人番号）カード	必要数	内容
あり	1	マイナンバー（個人番号）カード
なし	2	番号確認書類 （通知カード、住民票の写しなどマイナンバー （個人番号）を確認できる書類）
		身元確認書類 （運転免許証、健康保険証などマイナンバー（個 人番号）の持ち主であることを確認できる書類）



年金収入が 400 万円以下の場合の申告は

- Q.** 公的年金のみで生活しています。確定申告や市・県民税の申告は必要ですか。
- A.** 公的年金を受給している人の申告の要否については所得税と市・県民税で違いがあります。

■ 所得税について

「公的年金の収入金額の合計額が 400 万円以下」で、かつ「公的年金以外の所得が 20 万円以下」の人は、確定申告は不要です。

また、所得の合計額が所得控除より少ない場合においても、確定申告は不要です。

ただし、上記に当てはまる人で所得税が源泉徴収されている場合は、医療費控除などの所得控除を確定申告することで、その還付を受けられる場合があります。※

■ 市・県民税について

申告する控除が公的年金の源泉徴収票に記載されている内容のみであれば、市・県民税の申告は不要です。しかし、納付書で国民健康保険税などを納めた場合や、生命保険料控除・医療費控除などの控除の追加がある場合は、必要となります。(申告をしなかった場合、その分の社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除などの適用が受けられません。)

また公的年金等以外の所得が 20 万円以下でも、市・県民税の申告は必要です。

※確定申告をした場合、市・県民税の申告は不要です。

公的年金収入と給与収入がある場合

Q. 私には給与と年金の収入があり、給与から市・県民税が特別徴収により差し引かれています。しかし、年金からも市・県民税が差し引かれています。なぜ、給与から市・県民税を差し引かれているのにもかかわらず、年金からも市・県民税が差し引かれるのですか。

A. あなたの場合、1 年間の市・県民税額を給与からの特別徴収と年金からの特別徴収で分けて納めていただいているためです。

給与から特別徴収される市・県民税は、給与所得に対する市・県民税であり、公的年金等から特別徴収される市・県民税は、公的年金等の所得に対する市・県民税です。

会社を退職したあと納税通知書が届いたのですが

Q. 私は、9 月末で会社を退職したのですが、10 月になって、市から納税通知書が送られてきました。

在職中、市・県民税は給与から差し引かれていたはずですが、なぜでしょうか。

A. 給与所得者の場合、市・県民税は、原則として 12 回（6 月から翌年 5 月まで）に分けて、毎月の給与から差し引かれます。

しかし、年の途中で退職すると、退職した翌月以降の市・県民税は、給与から差し引くことができなくなります。

したがって、残りの市・県民税は、納税通知書によって納めていただくことになりますので、給与から差し引くことができなくなった 10 月以降の 8 カ月分の税額について納税通知書をお送りしています。



現在無職なのに納税通知書が送られてきましたが

- Q.** 私は、2023 年（令和 5 年）10 月末に会社を退職して、今は無職です。
ところが、2024 年（令和 6 年）6 月になって、市から納税通知書が送られてきました。無職で収入のない私が、この税金を納めなければならないのでしょうか。
- A.** あなたの場合、今年度分の市・県民税は、納めていただくことになります。市・県民税は、前年中（1 月から 12 月まで）の所得に基づいて、その翌年課税されるしくみになっているためです。
したがって、前年である 2023 年（令和 5 年）中に所得があった場合は、2024 年度（令和 6 年度）の市・県民税が課税されることになります。

毎月の給与から市・県民税を引いてほしいのですが

- Q.** 私の市・県民税の納付方法は、納付書で年 4 回に分けて納付する「普通徴収」となっていますが、給与収入があるので、毎月の給与から差し引いて年 12 回で納付する「特別徴収」に変更できないのでしょうか。
- A.** 給与収入がある人で、市・県民税が特別徴収でない人は、現在の勤務先の経理担当者へご相談ください。経理担当者から市民税課（P.102 参照）へご連絡いただければ、特別徴収に切り替える手続きをとらせていただきます。
ただし、申請時点で普通徴収の納期限が過ぎているものは、特別徴収への切替はできません。
- ※所得税を源泉徴収する義務のある事業主（特別徴収義務者）は、全ての従業員（納税義務者）から市・県民税を特別徴収することが法令で義務づけられています。

死亡した人の市・県民税は

Q. 私の父は、今年の7月に死亡しましたが、父の市・県民税は、どのようになるのでしょうか。

A. 市・県民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対して、前年中（1月から12月まで）の所得に基づいて、その年度の課税が決定されることになっています。

これは、年の途中で死亡された人に対しても同様に、前年中の所得に基づいて、その年度の課税が決定されていますので、死亡された人でもその年度の市・県民税は、納めていただく必要があります。

死亡された人の市・県民税については、相続人がその納税義務を引き継ぐことになり、その残りの税額を納めていただくことになります。

なお、今年中に死亡された人に対しては来年度分の市・県民税は課税されませんが、所得税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは、税務署（P.105 参照）へお問い合わせください。

16歳未満の年少扶養親族について、申告の必要は

Q. 16歳未満の扶養親族については扶養控除の対象外とのことですが、申告書への記入は必要ですか。

A. 記入が必要です。

市・県民税には非課税規定があり、その判定のために年少扶養親族の数も必要となるためです。

16歳未満の親族を扶養している人は、次の①、②の申告書について記入漏れのないようご注意ください。

①市・県民税の申告書の場合

「控除対象扶養親族」欄下の「16歳未満の扶養親族」欄へ記入してください。

②確定申告書の場合

第二表の「配偶者や親族に関する事項」欄へ記入してください。

なお、一般の扶養控除に該当しない16歳未満の扶養親族であっても、障がい等の等級に応じて、障がい者控除または特別障がい者控除が受けられます。

生命保険金の受け取りと税金

Q. 私は、妻の死亡に伴い、生命保険会社から保険金の支払いを受けました。何の所得になりますか。

なお、保険料の支払者、保険金の受取人とも私です。

A. あなたの場合は、「一時所得」になります。

一時所得の計算方法は、次のとおりです。

一時所得の金額	=	保険金	-	支払保険料	-	50万円
【課税される一時所得】	=	一時所得の金額			×	1/2

なお、保険金を受け取る場合、その保険金が死亡によるものか、満期によるものか、また、保険料の支払者が誰であるかでその課税方法が異なります。

これを夫婦の関係で見えてみると、次のとおりです。

区分	保険料の支払者	被保険者	受取人	事由	課税関係
①	 夫	 夫	 夫	満期	夫の一時所得 ⇒所得税、市・県民税
②	 夫	 夫	 妻	満期 夫の死亡	妻に贈与税 妻に相続税
③	 夫	(契約者)  妻	 妻	夫の死亡	妻に相続税 (生命保険契約に関する権利)
④	 夫	 妻	 夫	満期 妻の死亡	夫の一時所得 ⇒所得税、市・県民税

収入がない場合の申告は

Q. 私は、前年中に収入がありませんでした。収入がなくても申告をしなければいけないのでしょうか。

A. 市・県民税の申告書は、国民健康保険税の申告書も兼ねており、収入がなかった人にも記入していただく欄がありますので、その旨を申告していただくようお願いしています。

もし、申告をしていないと、あなたに収入がないということが把握できず、国民健康保険税の軽減ができなかったり、所得証明書や所得（非）課税証明書が発行できないなど、各種の行政サービスを受けるときに支障をきたすことがあります。

医療費を支出したときの医療費控除

- Q. 私は、前年中に妻が病気で入院し、医療費として 80 万円支払いしました。医療費控除の額はいくらになりますか。

なお、私の前年中の所得は 450 万円、保険会社からの補てん金は 50 万円です。

- A. 医療費控除額は次のように計算します。

【医療費控除額】 =

前年中に 支払った 医療費	－	保険などで 補てん される金額	－	次のいずれか少ない金額 (1) 10 万円 (2) 総所得金額等の合計額の 5%
---------------------	---	-----------------------	---	--

あなたの場合、医療費控除額の計算は

医療費 80 万円 － 補てん金 50 万円 = 30 万円

(2) の「総所得金額等の合計額の 5%」は

所得 450 万円 × 5% = 22 万 5 千円となり

(1) の 10 万円の方が少ないので

30 万円 － 10 万円 = 20 万円

したがって、医療費控除額は 20 万円となります。

<セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について>

※従来（上記）の医療費控除との併用はできません。

(1) 適用要件

特定健康診査（メタボ健診）、予防接種、定期健康診断（事業主健診）、健康診査（人間ドックなどで医療保険者が行うもの）、がん検診を受けていること。

(2) 控除対象医薬品

スイッチ OTC 薬

▷要指導医薬品、一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

(3) 控除対象金額

スイッチ OTC 薬の購入費用が年間 1 万 2 千円を超える場合、その購入費用のうち、1 万 2 千円を超える額を所得から控除することができる。

※所得控除限度額 8 万 8 千円

(4) 適用期間

2017 年（平成 29 年）1 月 1 日から 2026 年（令和 8 年）12 月 31 日まで

妻のパート収入と夫の配偶者控除

- Q.** 私の妻はパートで働いています。
妻の収入（年収）がどのくらいの金額までなら、私の所得から配偶者控除や配偶者特別控除が受けられますか。
また、妻の税金はどうなりますか。
- A.** パート収入は、通常「給与所得」の扱いになります。
パート収入が、年間 103 万円以下の場合は、配偶者控除の対象となり、103 万円を超え 201 万 6 千円未満の場合は、配偶者特別控除の対象となります。
あなたの配偶者の税金については、年間のパート収入が所得税であれば 103 万円以下、市・県民税であれば 100 万円以下の場合にはかかりません。

妻のパート収入	夫の 配偶者控除	夫の 配偶者 特別控除	妻自身の税金	
			所得税	市・県民税
100 万円以下	受けられます※	受けられません	かかりません	かかりません
100 万円超 103 万円以下				
103 万円超 201 万 6 千円未満	受けられません	受けられます※	かかる可能性 があります	かかります
201 万 6 千円以上		受けられません		

※夫の合計所得金額が、1,000 万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用はありません。